

期日	班	資料番号
11/24	1	5

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	保育所運営事業
担当部課	福祉健康部子育て支援課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名		保育所運営事業			事業開始年度		昭和40年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		市内保育所・認定こども園数			箇所	20/	21/	21/
		市内保育施設利用者数			人	1,727/	1,679/	1,676/
		うち公立保育所数（指定管理除く）			箇所	9/	11/	11/
		うち公立保育所利用者数（指定管理除く）			人	562/	746/	730/
	単位当たりコスト	総事業費	/	公立保育所利用者数	千円	993	897	890
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	保育を必要とする層に対して、公立保育所がどの程度その役割を担っているかを図る指標として、対象年齢人口に対する公立保育所のニーズと利用状況を率で換算した。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		市内保育施設入所率 （入所者数/対象年齢人口・入所者数/認可定員）			%	67.3/90.7	61.2/90.6	58.7/91.1
		公立保育所入所率 （入所者数/対象年齢人口）			%	30.9/30.1	26.4/30.0	26.2/30.0
		公立保育所入所率 （入所者数/認可定員）			%	86.5/85.0	87.8/85.0	85.9/85.0
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>少子化の進行に伴い就学前児童は減少しているものの、家族構成や就労形態の変化もあり保育所の入所率は当面横ばいであることが予想される。特に3歳未満児の保育需要は増加傾向なこともあり、保育士の確保が喫緊の課題である。</p> <p>公立保育所の正規職員については、今後、統廃合や指定管理、民間への移管を見据え、任期付職員を任用していくなど、サービスを堅持しつつ、人件費の抑制に取り組んでおり、現在では正規職員と非正規職員の比率が1：3と運営のかなりの部分で正規職員以外の労力を必要としている状況である。</p> <p>現在のところ年度当初の時点では待機児童は発生していないが、年度途中の入所の場合、定員枠一杯であることや必要な保育士数を配置できない等の理由により待機児童が発生している。保育士の確保は年々難しくなることが予想されるが、職員の採用計画や臨時職員等の処遇改善を通じて保育士を確保し、待機児童を極力減らし、希望する保育施設を利用し、満足な保育環境を得られるよう努めていきたい。</p>							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>県内類似団体との施設数の比較（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香取市 人口78,585人 保育施設利用者1,786人 保育所18箇所 こども園（幼保連携）2箇所 ・銚子市 人口62,473人 保育施設利用者889人 保育所11箇所 ・旭市 人口65,713人 保育施設利用者1,803人 保育所18箇所 こども園（幼稚園型）3箇所 ・君津市 人口84,570人 保育施設利用者1,183人 保育所12箇所 小規模保育所1箇所 ・四街道市 人口90,233人 保育施設利用者1,215人 保育所15箇所 こども園（幼保連携）1箇所 小規模保育所4箇所 ・八街市 人口68,859人 保育施設利用者904人 保育所8箇所 こども園（幼保連携）1箇所 小規模保育所2箇所 							
特記事項								

事業シート（概要説明書）

予算事業名		保育所運営委託事業				事業開始年度		昭和40年度										
上位施策事業名		子育て				担当局・部名		福祉健康部										
根拠法令等		児童福祉法、子ども・子育て支援法、香取市保育所設置及び管理に関する条例				担当課・係名		子育て支援課・保育班										
事務区分		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				作成責任者		田名邊 伸幸										
実施の背景		近年、未就学児童数の減少に反比例して保育所入所児童数が増加してきたが、これは核家族化の進行や共働き世帯の増加、子育てに関する意識の変化などによる3歳未満児に対する保育需要が増加したためである。今後、引き続き就労支援の一環としての子育て環境の整備が求められることが予想されることから、公私を問わず保育所の役割は重要である。																
目的 (何のために)		家庭での保育が困難な児童を入所させ、心身ともに健やかに育成し、児童福祉の向上を図る 民間保育所、指定管理保育所及び市外保育所へ保育を委託し、入所の円滑化を図る 民営保育所へ補助金を交付し、保育所の健全経営を図る保育所入所の円滑化及び民間保育所の健全経営を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市内民間保育所及び市外保育所				対象者数（全住民に対する割合）		944 人 (35.6 %)										
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施（直営）																
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：社会福祉法人及び学校法人）																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）																
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）																
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 市内民間保育所（8箇所）、指定管理保育所（2箇所）及び市外保育所へ国が定める公定価格に基づき運営委託料等を支払う。 保育士の加配や障害児の受入れ、通常の利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施するなどの事業を実施した民営保育所へ補助金を交付する。																	
関連事業 (同一目的事業等)	保育所運営事業（57,469千円） 人間形成の基礎が培われるよう保育を提供し、児童福祉の向上を図る。																	
コスト			30年度（予算）		29年度（決算）		28年度（決算）		27年度（決算）									
	事業費合計		1,135,911	千円	1,095,744	千円	1,043,964	千円	1,102,847	千円								
	事業費内訳 (平成29年度分)		<ul style="list-style-type: none"> ・保育運営委託料 802,356千円 ・保育運営委託料（指定管理） 221,321千円 ・保育士配置改善事業補助金 32,060千円 ・保育士配置改善事業補助金（指定管理） 4,336千円 ・延長保育事業補助金 12,449千円 ・延長保育事業補助金（指定管理） 5,435千円 ・保育士処遇改善事業補助金 13,340千円 ・保育士処遇改善事業補助金（指定管理） 3,200千円 ・一時預かり事業補助金 1,247千円 															
	人件費	担当正職員	0.90	人	6,390	千円	0.90	人	6,390	千円	0.90	人	6,390	千円	0.85	人	6,035	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計		0.90	人	6,390	千円	0.90	人	6,390	千円	0.90	人	6,390	千円	0.85	人	6,035	千円	
総事業費		1,142,301	千円	1,102,134	千円	1,050,354	千円	1,108,882	千円									
財源内訳	国県支出金		509,766	千円	428,574	千円	418,787	千円	469,005	千円								
	国県支出金の内容		子どものための教育・保育給付費負担金、子ども・子育て支援交付金・保育士配置改善事業費補助金・保育士処遇改善事業費補助金															
	地方債			千円		千円		千円		千円								
	その他特財		154,871	千円	192,290	千円	227,316	千円	237,946	千円								
	その他特財の内容		保育料負担金、保育料負担金滞納繰越分、保育運営負担金、公立保育所使用料															
	一般財源		477,664	千円	481,270	千円	404,251	千円	401,931	千円								
財源合計		1,142,301	千円	1,102,134	千円	1,050,354	千円	1,108,882	千円									

事業シート（概要説明書）

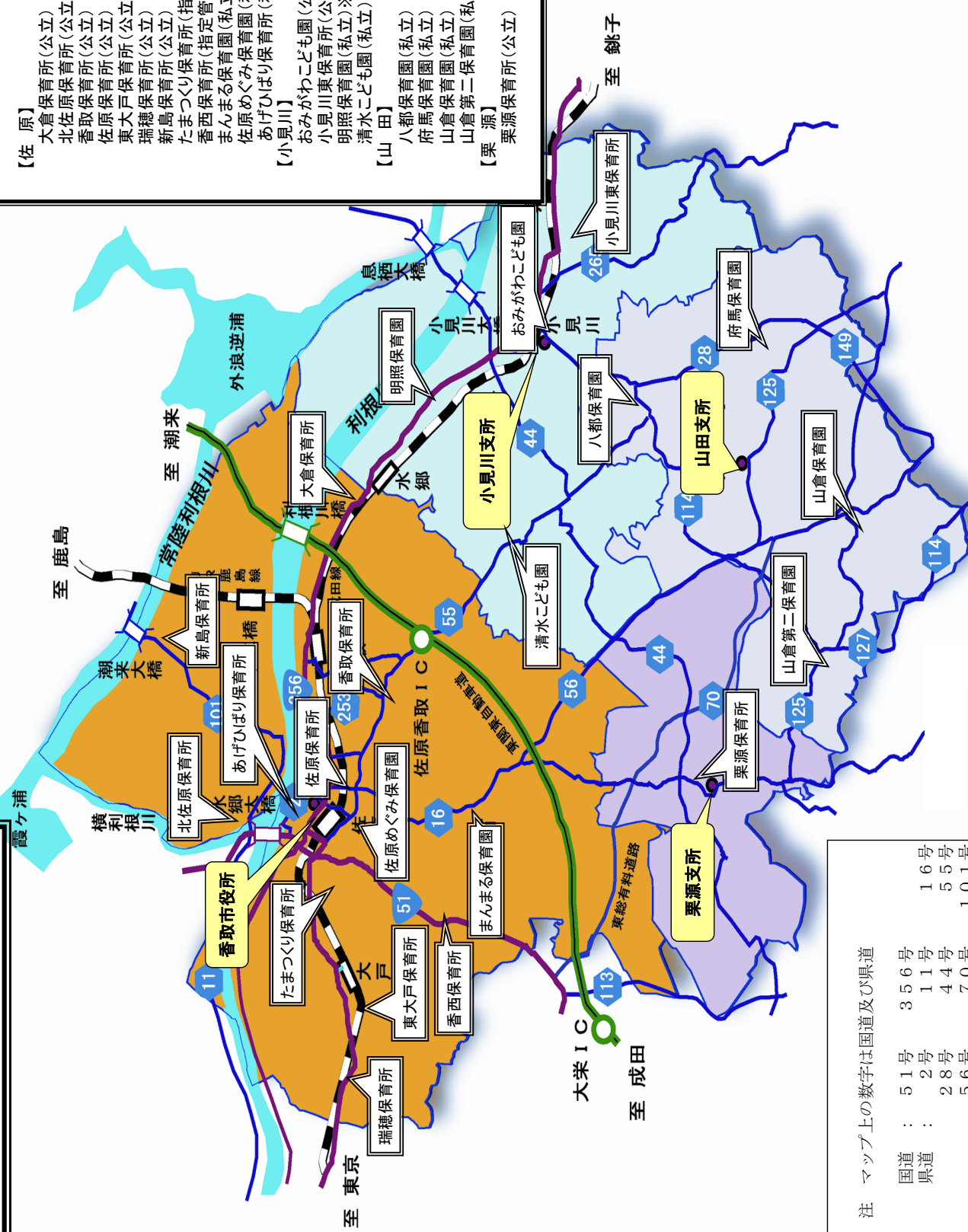
予算事業名		保育所運営委託事業			事業開始年度		昭和40年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		市内保育所・認定こども園数			箇所	20/	21/	21/
		市内保育施設利用者数			人	1,727/	1,679/	1,676/
		うち指定管理及び私立保育所・こども園数			箇所	11/	10/	10/
		うち指定管理及び私立保育所利用者数			人	944/	933/	946/
	単位当たりコスト	総事業費	/	指定管理及び私立保育所利用者数	千円	1,168	1,126	1,172
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	保育を必要とする層に対して、民間保育所・こども園（指定管理を含む）がどの程度その役割を担っているかを図る指標として、対象年齢人口に対する民間保育所・こども園のニーズと利用状況を率で換算した。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		委託児童数			人	944	933	946
		民間等保育所への委託率			%	54.7/55.0	55.6/55.0	56.4/55.0
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>本事業は国の公定価格により委託料が積算されることからその費用対効果を図ることは難しいところだが、保育士の確保等が図られ、保育の質と量のサービスがしっかり提供されていることにより、就学前児童の受入れ及び待機児童の抑制に寄与している。</p> <p>私立保育所においても保育士の確保は難しくなってくることが予想されるが、処遇改善等を通じて確保に努めていただき、就学前児童が希望する保育所に入所し、満足な保育が享受できるよう公立・私立という枠組みにとらわれず連携して対応していく必要がある。</p>							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>県内類似団体との施設数の比較（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香取市 人口75,885人 保育施設利用者1,786人 保育所18箇所 こども園（幼保連携）2箇所 ・銚子市 人口62,473人 保育施設利用者889人 保育所11箇所 ・旭市 人口65,713人 保育施設利用者1,803人 保育所18箇所 こども園（幼稚園型）3箇所 ・君津市 人口84,570人 保育施設利用者1,183人 保育所12箇所 小規模保育所1箇所 ・四街道市 人口90,233人 保育施設利用者1,215人 保育所15箇所 こども園（幼保連携）1箇所 小規模保育所4箇所 ・八街市 人口68,859人 保育施設利用者904人 保育所8箇所 こども園（幼保連携）1箇所 小規模保育所2箇所 							
特記事項								

香取市保育所(園)マップ

2018.4

保育所(園)一覧

- 【佐原】
 大倉保育所(公立)
 北佐原保育所(公立)
 香取保育所(公立)
 佐原保育所(公立)
 東大戸保育所(公立)
 瑞穂保育所(公立)
 新島保育所(公立)
 たまつくり保育所(指定管理)
 香西保育所(指定管理)
 まんまる保育園(私立)
 佐原めぐみ保育園(私立)
 あげびばり保育所(私立)
- 【小見川】
 おみがわこども園(公立)
 小見川東保育所(公立)
 明照保育園(私立)※こども園
 清水こども園(私立)
- 【山田】
 八都保育園(私立)
 府馬保育園(私立)
 山倉保育園(私立)
 山倉第二保育園(私立)
- 【栗源】
 栗源保育所(公立)



注 マップ上の数字は国道及び県道

国道	: 51号	356号	16号
県道	: 28号	44号	55号
	: 56号	70号	101号
	: 114号	125号	127号

■市内保育所・認定こども園の一覧及び入所者数

公立保育所 8箇所 公立認定こども園 1箇所 指定管理保育所 2箇所
 私立保育所 8箇所 私立認定こども園 1箇所

地区	保育所名	設置主体	種別	建築年度	定員	入所者数	入所率
佐原	大倉保育所	公立	保育所	平成元年	40	30	75.00%
	北佐原保育所	公立	保育所	平成7年	70	57	81.43%
	香取保育所	公立	保育所	昭和44年	60	36	60.00%
	佐原保育所	公立	保育所	昭和52年	95	100	105.26%
	東大戸保育所	公立	保育所	昭和49年	75	42	56.00%
	瑞穂保育所	公立	保育所	昭和54年	95	81	85.26%
	新島保育所	公立	保育所	昭和61年	60	61	101.67%
	たまつくり保育所	指定管理	保育所	平成13年	120	135	112.50%
	香西保育所	指定管理	保育所	昭和53年	45	53	117.78%
	まんまる保育園	私立	保育所	昭和49年	120	98	81.67%
	佐原めぐみ保育園	私立	保育所	平成12年	104	120	115.38%
小見川	小見川東保育所	公立	保育所	平成5年	80	49	61.25%
	おみがわこども園	公立	幼保連携型 認定こども園	平成28年	230	221	96.09%
	明照保育園	私立	幼保連携型 認定こども園	平成27年	150	122	81.33%
	清水保育園	私立	保育所	昭和53年	200	199	99.50%
山田	八都保育園	私立	保育所	平成元年	90	79	87.78%
	府馬保育園	私立	保育所	平成12年	70	57	81.43%
	山倉保育園	私立	保育所	昭和53年	60	44	73.33%
	山倉第二保育園	私立	保育所	昭和63年	45	37	82.22%
栗源	栗源保育所	公立	保育所	昭和52年	140	106	75.71%

※入所者数・入所率は平成29年4月1日現在のもの

時間外保育事業

【対象】 保育所に入所している児童

【内容】 保護者等の勤務の都合により、通常保育時間では送迎できない場合に対応

【利用時間】 休業日を除く平日（月曜日から金曜日まで）

各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育の利用が可能

【利用料金】

	3歳未満児	3歳以上児
30分	100円	50円
1時間	100円	50円
1時間30分	200円	100円
2時間	200円	100円
2時間30分	300円	150円
3時間	300円	150円
3時間30分	400円	200円
4時間	400円	200円

【平成29年度利用実績】

保育所名	年間延べ利用児童数（人）	利用者負担金（円）
大倉保育所	5	2,650
北佐原保育所	113	95,950
香取保育所	20	2,400
佐原保育所	225	68,550
東大戸保育所	52	17,300
瑞穂保育所	104	17,800
新島保育所	50	9,500
小見川東保育所	69	19,100
栗源保育所	67	8,850
おみがわこども園	229	70,200
全体計	934	312,300

一時預かり事業

【対象】 保育所の入所要件に該当しない世帯の保護者及び児童

【内容】 緊急・一時的に保育が必要な児童の保育を実施

【利用時間】 平日の午前8時30分から午後4時30分（基本時間） ※延長対応あり

【利用料金】

	3歳未満児	3歳以上児
1日	2,400円	1,600円
半日	1,200円	800円
延長	1時間300円	1時間200円

【平成29年度利用実績】

保育所名	年間延べ利用児童数（人）	利用者負担金（円）
大倉保育所	一時預かり事業を実施していない	
北佐原保育所	68	173,100
香取保育所	26	39,200
佐原保育所	983	1,840,100
東大戸保育所	23	42,000
瑞穂保育所	72	162,000
新島保育所	36	63,300
小見川東保育所	43	84,000
栗源保育所	8	11,400
おみがわこども園	485	937,800
全体計	1,744	3,352,900

香取市保育所設置及び管理に関する条例

平成18年3月27日条例第113号

改正

平成23年1月25日条例第2号

平成27年3月25日条例第15号

平成29年3月24日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、設置する保育所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、保育所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第4条 香取市保育所(以下「保育所」という。)に、所長その他必要な職員を置く。

(保育料)

第5条 保育所において保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から、香取市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成27年香取市条例第4号)に定める利用者負担額(市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額)を保育料として徴収する。

2 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 保育所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者による管理の基準)

第7条 指定管理者が管理する保育所(以下「指定保育所」という。)の休

業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定保育所の開所時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

（指定管理者が行う業務）

第8条 指定管理者は、指定保育所について次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する保育料の決定を除く保育事業の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第9条 指定管理者が保育所の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐原市保育所設置及び管理に関する条例（昭和40年佐原市条例第4号）、小見川町保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年小見川町条例第2号）又は栗源町保育所設置条例（昭和53年栗源町条例第7号）に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年1月25日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条）

名称	位置
香取市大倉保育所	香取市大倉5374番地
香取市北佐原保育所	香取市佐原ニ1780番地
香取市香取保育所	香取市香取1932番地
香取市たまつくり保育所	香取市玉造二丁目4番地1
香取市佐原保育所	香取市佐原イ3525番地1
香取市新島保育所	香取市加藤洲1924番地9
香取市東大戸保育所	香取市大戸911番地
香取市香西保育所	香取市観音21番地1
香取市瑞穂保育所	香取市寺内588番地
香取市小見川東保育所	香取市下飯田954番地1
香取市栗源保育所	香取市岩部5076番地